

期首からの早期適用での留意点は？

Ⅲ

時価算定基準の 会計・開示ポイント

EY 新日本有限責任監査法人
公認会計士

村田 貴広

【この章のエッセンス】

●財務諸表の企業間比較可能性を向上させる観点から、時価の算定に関するガイダンスとして「時価の算定に関する会計基準」等が公表された。

●3月決算会社が期首から早期適用する場合には当第1四半期から適用して会計処理をする必要があるが、改正により追加された注記は適用初年度は不要。

次の会計基準等（以下、「本会計基準等」という）が公表された。本稿では、3月決算会社が期首から早期適用する場合当第1四半期から適用される本会計基準等の概要を解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

はじめに

2019年7月4日に、企業会計基準委員会（ASBJ）および日本公認会計士協会（会計制度委員会）より

- ・企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」（以下、「時価算定会計基準」という）
- ・改正企業会計基準9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下、「棚卸資産会計基準」という）
- ・改正企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」（以下、「金融商品会計基準」という）
- ・企業会計基準適用指針31号「時価の

- 算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定適用指針」という）
- ・改正企業会計基準適用指針14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下、「四半期適用指針」という）
- ・改正企業会計基準適用指針19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
- ・会計制度委員会報告4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下、「外貨建実務指針」という）
- ・会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「金融商品会計実務指針」という）
- ・金融商品会計に関するQ&A（以下、「金融商品Q&A」という）

本会計基準等の概要

(1) 開発にあたっての基本的な方針

統一的な時価の算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、国際財務報告基準（IFRS）13号「公正価値測定」の定めが基本的なすべてに取り入れられている。ただし、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いが定められている（時価算定会計基準24項）。

(2) 範囲

時価算定会計基準は、金融商品会計基準における金融商品および棚卸資産会計基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価に適用される（時価算定会計基準3項）。

(3) 時価の定義

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引にお